時45分~17 る場合は別居先の世帯全員分の住民票 がない方) 得証明書 · 時 15 (24年1月1日現在住民登録 ※市外に別居中の児童が 分に直接または郵送で 5 29 (32) 63 69 百 (金) ずれも8

> 時 所申

5

ĪΕL

児童手当 |現況届の提出につい

7

離乳食講習会

へもお

食

親子でおやつ作りをしましょう

単メニュー

 問児童手当現況届、 務先での手続きが必要 なければなりません するためには、 児童手当受給者が、 6月中に現況届を提出 健 継続して手当を受給 康保険証のコピー、 ※公務員の方は勤

定8組 対 7 ~ □ 6月27日/k 野菜と魚を使った洋食 250 円 11カ月の子どもと保護者 申し込み順 当日納入 14 時 〈 15時30分 献立の実演と試

時おわん2個、 6月13日水、 飲み物 電話で スプー 錦 日(木) シ 2 岡 保 個 育園子育て 11 ず エプロ ħ to 9

手拭き、

紙皿、

フォーク、

飲み物

込み順

趙親子のエプロン、

スカ

対1歳の子どもと保護者

回6月4日休

10時30分~

10時組30

申し

分

甲6月7日休

9

電話で

おしぼり、

詳 17

定 10 もう 日6月22日 対3カ月 ■お子さんとコミュニケーションを楽し 組 申し込み順 5 1歳6カ月の子どもと保護者 (金) 10 ·時30分~ 時 30 分~ 時 30 分

子育て支援 お知らせ セ ター から

あ

介護福祉課からのお知らせ 甲請先·詳細 介護福祉課 **@**32-6341·6342

■介護保険料の改定について

	改定内容	改定前(平成21年~23年度)		改定後(平成24年~26年度)					
	介護保険料基準額(月額)	3,941円	→	4,864円					
	なったUNR ナベロハン/レ	市民税非課税世帯で年金収入		80万円を超え120万円以下 (基準額×0.66)					
所	第3段階を細分化 	と所得の合計が80万円を超 える(基準額×0.75)	→	120万円を超える (基準額×0.75)					
得段	第6段階の対象所得	125万円以上200万円未満200万円以上500万円未満		125万円以上190万円未満					
階	第7段階の対象所得			190万円以上350万円未満					
	第8段階の対象所得	500万円以上の方	-	350万円以上					

■改定後の介護保険料

基準額 58,368円 (年額)

所得段階			対象条件	算定式	保険料年額 (百円未満切り捨て)	
第1段階	生活保護受給者			基準額×0.50	29,100円	
第2段階		市民税非課税	年金収入と所得の合計が80万円以下	基準額×0.50	29,100円	
第3段階(軽減)	市民税非課税の方		年金収入と所得の合計が80万円を 超え120万円以下	基準額×0.66	38,500円	
第3段階			第1・2段階および第3段階(軽減) に該当しない	基準額×0.75	43,700円	
第4段階 (軽 減)		税課税者が同世帯に市	年金収入と所得の合計が80万円以下	基準額×0.91	53,100円	
第4段階		 者に お市民	第4段階(軽減)以外	基準額×1.00	58,300円	
第5段階	市民税課税の	市	所得	計が125万円未満	基準額×1.16	67,700円
第6段階		所得が125万円以上190万円未満		基準額×1.25	72,900円	
第7段階		所得	計が190万円以上350万円未満	基準額×1.50	87,500円	
第8段階	方	所得が350万円以上		基準額×1.75	102,100円	

65歳以上の方の介護保険料決定通知書を6月中旬に発送します。

■介護保険料の減免について(7月2日/月までに申請してください)

第1・2段階を除く方で、低所得により保険料の支払いが困難な方

※世帯の年間収入額及び預貯金額がそれぞれ一人世帯140万円以下、二人世帯200万円以下

■民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市町村民税非課税世帯で、世帯収入や預貯金などが一定条件にあてはまる方が、社会福祉法人 以外の指定事業所が提供する下表の各サービスを受ける場合、申請により利用者負担額が軽減 される場合があります。(平成24年7月より対象サービスが拡大されます)

対象さ	ナービス ※予防を含む	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護		左記のサービスに係る利用	25%
通所介護 短期入所	71.1790211773133	者負担額並びに食費、滞在 費に係る利用者負担額	

告 広